

令和3年4月23日

保護者の皆様

門真市こども部  
保育幼稚園課長

## 令和3年4月26日（月）以降の公立保育所等の対応について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、4月25日（日）から5月11日（火）まで大阪府全域に緊急事態宣言が発出されました。

これに伴う市内公立保育所等\*の対応については、下記のとおりとなります。

\*公立保育所、公立認定こども園（1号認定含む）、公立幼稚園

### 記

#### 1. 令和3年4月26日（月）以降の公立保育所等の対応

**「通常通り開園します」**（これまでと取扱いに変更はありません）

ただし、感染拡大防止の観点から、お仕事がお休みの日等、家庭で保育が可能な方については、出来る限り家庭での保育にご協力お願いいたします。

※ 感染リスクの高い活動や不要不急の外出を伴う行事については、感染拡大防止の観点から実施を控えます。

※ 施設内での感染拡大を防止するには早期の状況把握が重要であるため、家族等が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者に特定された場合は、すぐに通園している保育所等へ連絡してください。

（時間外や休園日は市役所宿直（06-6902-1231）に連絡してください。）

※ 今期間における任意の欠席については、利用者負担額等の日割り対象になりません。

#### 2. お子さまの発熱時等に係る対応について

お子さまに発熱や呼吸器症状（咳、息苦しさ等）がある場合は、施設の利用をお断りします。

また、過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、同様に施設の利用をお断りします。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

※ お子さまに発熱等がなくても、体調が悪い場合やご家族の方に発熱等の症状がある場合は、施設の利用をお控えいただきますよう、お願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後の国や大阪府の対応方針によって変更が生じる場合があります。

**【問い合わせ先】**

門真市こども部保育幼稚園課  
電話 06-6902-6757（直通）